

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

おいらせ町長

市町村名 (市町村コード)	おいらせ町 (02412)
地域名 (地域内農業集落名)	下田小学校区 (本村、鍋久保、洗平、新敷、阿光坊)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化や後継者不足により、担い手はいるが十分ではない。
- ・本村営農団地運営委員会の存続が懸念される。
- ・耕作放棄地の増加及び悪化が進んでいる。
- ・大型機械の使用に適さない農地や農道がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・南部は主食用米、飼料用米を主要作物としつつ、にんにく等の野菜を作付けし、複合化に取り組む。
- ・米及び野菜の高品質化、有機農業の導入に努めるなど、栽培方法を確立する。
- ・地域内のこれからの担い手となる後継者の育成を図る。
- ・農業経営を継続できる仕組みを確立し、法人化を検討する。
- ・本村営農団地運営委員会の運営のあり方等を検討する。
- ・地域の中心的な担い手に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
- ・農地中間管理機構及び町農業委員会と連携しながら、耕作放棄地の解消に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	509.78 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	390.14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や農業法人を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
畑地化が進んでいる中、今後の地域の営農環境の変化を見定めつつ、農地の区画整理や農道、用排水路の整備など、基盤整備事業の必要性を含めて検討する。 経営面積の大規模化が見込まれる地域において、大型機械の導入に適したほ場や農道等の基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町農林水産課及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JAへの委託などで進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①警察や町猟友会と連携しながら、地域による鳥獣被害対策を図り、新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

②地域の主要作物である主食用米や野菜を段階的に有機農業に切り替えていくように努める。

③中心的な担い手の労働力確保や規模拡大のため、新たな高性能機械の導入など、スマート農業に取り組む。

⑦遊休農地の解消や農道補修など、町農業委員会と連携しながら農地・農道の保全管理に取り組む。

⑧営農組織や中心的な担い手の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

⑨地域の主要作物である米を家畜への飼料とする飼料用米の作付けを推進し、米の収穫後の稲わらを畜産農家へ供給する取り組みを進める。

⑩労働力確保のため、農福連携の取り組みを検討する。

⑩6次産業化等の取組により付加価値を高める。